

第九十二号議案

江戸川区立福祉作業所及び江戸川区立福祉作業所分室の指定管理者
の指定について

右の議案を提出する。

令和三年十一月二十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区立福祉作業所及び江戸川区立福祉作業所分室の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区立福祉作業所及び江戸川区立福祉作業所分室の指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
江戸川区立福祉作業所 江戸川区立福祉作業所分室	江戸川区中葛西二丁目七番 二号	社会福祉法人江戸川菜の花の会 理事長 山口 勇	令和四年四月一日から令和九 年三月三十一日まで

（説明）

令和四年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区立福祉作業所及び江戸川区立福祉作業所分室の指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。